平成２３年（フ）第５０５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2652番地38
債務者　吉田　誠司
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６３９号
福岡市南区井尻１丁目７番４―502号
債務者　**藤**野　繁人
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３号
奈良県橿原市曽我町1122番地の１　木原ハイツ202号
債務者　高一工務店こと　髙宮　一雄
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
岐阜県大垣市島里２丁目97番地１　杉野コーポ205号
債務者　小寺　裕也
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
岐阜県大垣市坂下町131番地２　ＢＡＮＫＳ203
債務者　川地　洋司
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
岐阜県大垣市世安町１丁目111番地１
債務者　西川　和男
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
岐阜県揖斐郡大野町大字六里６番地６
債務者　池浦　秀子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
奈良県大和高田市幸町２番18―607号　大和高田アーバンコンフォート
債務者　柳谷　佳男
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
奈良県橿原市十市町829番地の１　トーピア202
債務者　岡本　和哉
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
奈良県磯城郡三宅町大字屏風250番地の19
債務者　若井　良月
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
奈良県橿原市五条野町723番地の５
債務者　尾上　政和
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
奈良県橿原市五条野町723番地の５
債務者　尾上めぐみ
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
奈良県橿原市五条野町723番地の５
債務者　尾上　秀子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
奈良県香芝市鎌田357番地１　シャトーフクダ２号館302号
債務者　本田　利行
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
愛知県一宮市富塚1675番地４　エクセル宮田102号
債務者　和田　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３４４号
静岡県袋井市春岡920番地
債務者　深田　利一
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８６５号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目３番18号　コーポ松原201号
債務者　井上　典子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部